

事務室より (H30 No.3)

文責 山崎理奈

6月から始まる給食に向け、5月15日(火)と28日(月)にプレ給食がありました。

メニューは15日が「麦ごはん、チキンカレー、フレンチサラダ、オレンジ、牛乳」、28日が「ごはん、かきたま汁、魚の照り焼き、ゆずドレッシングあえ、牛乳」でした。子どもたちの感想はいかがだったでしょうか。

牛乳でご飯を食べるには違和感があった人もいます。

でも、これは何故か慣れてきます。初めは食べにくいかもしれませんが頑張って食べましょう！



でも、どうして牛乳なの？牛乳で摂取する栄養は、他の食材で摂取してもいいんじゃないの？と思いますよね。

これは学校給食法施行規則第1条2で、牛乳を含んで完全給食と決まっているからです。【★1】

また、義務教育でしょ。どうして給食費を集金するの？と思う方もいるかもしれません。

このことについても学校給食法第11条で、給食センターの設備や運営に係る費用（土佐清水市は外部委託をしているので委託料など）は市町村の負担ですよ。それ以外については保護者の負担ですよ、とあります。給食の食材費が該当しますね。【★2】

このように学校教育は色々な法律や規則に則って行われています。

【★1】学校給食法施行規則 第1条2

完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食をいう。

【★2】学校給食法 第11条

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

○学校教育法第16条

保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)をいう。)は次条に定めるところにより、子に9年の普通養育を受けさせる義務を負う。

給食費の口座引落しは

6月・7月分は翌月末、9月分からは当月末です

☆月額 小 4,700円 中 5,200円☆